

明監報第 1 4 号

福祉局（地域共生社会室・高齢者総合支援室）定期監査及び行政監査  
結果報告のこと

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項並びに同条第 2 項の規定により、みだしの監査を明石市監査基準に準拠して実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 石 井 宏 法

同 正 木 克 幸

## 福祉局（地域共生社会室、高齢者総合支援室）定期監査の結果について

### 1 監査の対象部局

地域共生社会室

地域総合支援担当 地域福祉担当 共生社会づくり担当

高齢者総合支援室

高年福祉担当 介護保険担当 介護認定担当

### 2 監査の期間

令和6年8月22日から令和6年11月21日まで

### 3 監査の対象範囲

令和5年度における財務に関する事務の執行を対象とした。

ただし、必要に応じて令和5年度以外の事務も監査の対象とした。

### 4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行等
- (2) 現金等取扱事務
- (3) 収入事務
- (4) 支出事務
- (5) 補助金事務
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) その他

### 5 監査の方法

地域共生社会室、高齢者総合支援室各担当から、予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求め、所管する事務についてリスク評価を行い、評価結果に基づき重点項目を選定し、予算及び関係法令等に基づき適切に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

## 6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項※については、改善措置を講じられたい。

また、今回の監査は、リスク評価の結果に基づき選定した重点項目について、その一部を抽出して実施したものである。このため、所管部署におかれては、他に同様の事例が発生していないか十分に点検を行われたい。

### — 参考 —

#### ※別途改善の検討を指示した事項

| 定期監査 | 予算<br>の執行等 | 現金等<br>取扱事務 | 収入<br>事務 | 支出<br>事務 | 補助金<br>事務 | 契約<br>事務 | 財産<br>管理 | その他 | 計  |
|------|------------|-------------|----------|----------|-----------|----------|----------|-----|----|
| 件 数  | 0          | 4           | 0        | 0        | 0         | 4        | 2        | 0   | 10 |

※ 上記表は、監査結果の参考として添付しています。

## 福祉局（地域共生社会室、高齢者総合支援室）行政監査の結果について

### 1 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

（注）準公金とは、職員が職務に関連して取り扱う現金等で、明石市財務規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則が適用されないものをいう。

### 2 監査の期間

令和6年8月22日から令和6年11月21日まで

### 3 監査の対象範囲

監査事務局の实地監査時点における準公金の取扱いに関する事務の執行を対象とした。

### 4 監査の方法

明石市準公金取扱基準に基づいた事務が行われているかについて、地域共生社会室、高齢者総合支援室各担当の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

### 5 監査の結果

地域共生社会室、高齢者総合支援室で取り扱っている準公金について、地域福祉担当1件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。